

仕様書

「盛岡市有公共施設トイレ環境整備計画」に基づき、次の場所における便器の洋式化、床の乾式化、バリアフリー化、照明器具のLED化、給排水管の更新等の修繕を行い、屋内運動場トイレの環境整備を図るものである。

1 修繕の名称

盛岡市立桜城・北厨川小学校屋内運動場トイレ環境整備修繕

2 修繕の場所

盛岡市大通三丁目8番1（盛岡市立桜城小学校屋内運動場トイレ）

盛岡市厨川三丁目1番54（盛岡市立北厨川小学校屋内運動場トイレ）

3 修繕の期間

契約締結日の翌日から令和8年1月16日（金）まで

4 修繕の内容

修繕内容詳細は、設計図・修繕内訳書による。

- ・便器の洋式化
- ・床の乾式化
- ・バリアフリー化
- ・照明器具のLED化
- ・給排水管の更新

5 共通仕様

設計図や修繕内訳書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備工事編）（最新版）」並びに「公共建築改修工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備工事編）（最新版）」に準ずる。

6 監理

- (1) 修繕箇所がすでに供用されている施設である為、関係者や付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。修繕に当たっては、事前に学校及び市担当者と綿密な打ち合わせを行い、学校運営に支障なきよう万全を期すること。また、修繕完了後は、その箇所について完了確認を受けること。
- (2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、市担当者の承諾を受けるものとする。
- (3) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告・協議し、変更協議のうえ指示を受けるものとする。
- (4) 修繕に必要な水、電力等の使用は、施設管理者と協議すること。
- (5) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (6) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること（要領書等は盛岡市ホームページ参照。）。
- (7) 修繕の着手、実施及び完了において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、市担当者と協議の上、受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続に係る費用はすべて受注者の負担とする。

- (8) 上記の諸手続きについて、本修繕は排水設備の施工を伴うことから、盛岡市下水道条例に基づき施工が必要なため、施工にあたっては盛岡市上下水道局による工事指定店により「排水設備等計画確認申請書」を申請してから、市担当者の承認を得て施工すること。

7 主な提出書類

- (1) 修繕工程表届
- (2) 修繕現場責任者届
- (3) 修繕着手届
- (4) 修繕完了届
- (5) 修繕写真（修繕前・修繕中・修繕後）
- (6) その他必要なもの

8 その他

- (1) 現場代理人は不要であるが、現場責任者を選任すること。
- (2) 契約代金は一括払いとし、前金払は行わない。
- (3) 仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定する。